

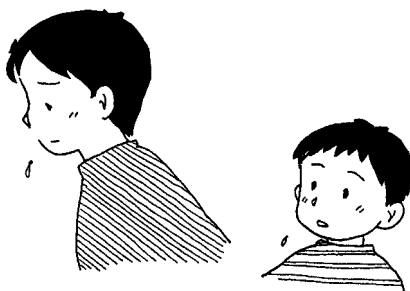
関係機関 児童相談所との連携

Sさんは、父親と小さな弟の三人家族である。今まで、学校では特に問題となる点は見受けられなかったが、最近、いつも同じ服を着てきたり、放課後なかなか家に帰りがらなかったり、図工などの材料をそろえてこなかったりするようになった。

「遊びに来たSさんがなかなか帰ろうとしなくて困った。」という話を、学級の保護者から聞かされた。また、生活指導部の情報交換でも、「もうかなり暗いのに、Sさんと弟がうろうろしているのに出会った。」という話が出された。気になって、本人に尋ねたが、はっきりした返事は返ってこなかった。保護者に電話をしてもつながらないため、心配になった担任が家庭訪問をしたところ、近所の方から、父親はほとんど家に帰っていないようで、子供二人で生活しているような状態であることが分かった。

担任はその後も家庭訪問をしたり、緊急連絡先に電話したが、父親とは連絡がとれなかった。

そこで、以前、別の事例でお世話になった児童相談所のTさんに相談をし、Tさんと連携をとりながら、改善の方策を探っていくことになった。



この事例の場合、保護者としての監護を著しく怠っている(ネグレクト)疑いがあり、児童相談所と連携をとる必要があります。

児童相談所とは

児童相談所は、18歳未満の児童・生徒に関する虐待、養育困難、非行、障害、不登校、性格・行動面などの相談を受け援助をする機関です。子供や保護者等の置かれている環境等を調査し、必要に応じて心理診断、医学診断、一時保護などを行います。また、虐待に関しては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先の一つとなっています。

児童虐待とは(児童虐待の防止等に関する法律より)

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が、その監護する児童(18歳に満たない者)に対して次に掲げる行為をすることです。

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。(身体的虐待)
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。(性的虐待)
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。(ネグレクト)
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。

また、学校など児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員など児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと定められています。